

豊川市監査公表第26号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年10月11日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	浦	野	隼	次

別紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象団体及び所管部署

- (1) 対象団体
社会福祉法人光輝会（財政援助団体）
- (2) 所管部署
子ども健康部保育課

2 監査の範囲

- (1) 対象団体
令和2年度社会福祉法人光輝会会計
（令和2年4月1日～令和3年3月31日）
- (2) 所管部署
令和2年度一般会計
（上記団体関係分）

3 監査の実施期間

令和3年7月26日～令和3年9月27日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

- (1) 対象団体
 - ア 財政援助の目的、内容について
 - イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
 - ウ 対象事業等の執行について
 - エ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【社会福祉法人光輝会】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【子ども健康部保育課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。